

賃上げに取り組む 企業への公的支援策

令和6年度税制改正『賃上げ促進税制』とは？

中小企業向け賃上げ促進税制は、中小企業者等が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から最大45%まで税額控除できる制度です。つまり税金の負担を抑えて従業員の賃上げを実施できます。一方で、賃上げをしても企業と従業員の双方にとって「年収の壁」は大きな課題です。①「年収106万円の壁」と②「年収130万円の壁」について、昨年9月下旬、厚生労働省からこれらの壁を意識せずに働くことができる環境づくりを後押しするための施策「年収の壁・支援強化パッケージ」が公表されました。そこで本講座では、「賃上げ促進税制」「年収の壁・支援強化パッケージ」の両方を解説することで、企業の賃上げと年収の壁にかかる施策について、企業の選択肢を増やし対応ができるように分かりやすく解説します。

【講座内容】

- 賃上げ促進税制とは？
- 年収の壁の課題
- 厚生労働省の支援強化パッケージ概要
- 賃金引上げに取り組む企業への公的支援策
- 手取り維持戦略
- 企業の将来的な組織体制の検討
- 最後に・・・

講師



(株)LM&C 代表取締役

みやこともこ
宮子智子 氏

【講師プロフィール】 社会保険労務士、産業カウンセラー、1級ファイナンシャルプランニング技能士、東京都事業承継促進事業専門員。中小企業向けの労務管理・職場改善のコンサルティングを行い、25年超の現場経験を持つ。社会保険労務士400人以上在籍する「一般社団法人採用定着支援協会」に所属。

日時 令和6年 **7月10日(水)** 14:00~16:00

場所 **伊東商工会議所 2階会議室**

受講料 **無料** (会員・非会員を問わず) 対象 **中小・小規模事業者**

定員 **30名** (先着順につきお早めにお申込み下さい)

申込み方法 下の受講申込書に必要事項をご記入の上、FAXにて7月5日(金)までにお申込み下さい。

【申込先】 **伊東商工会議所**

電話 0557-37-2500 FAX 0557-35-0637

(このまま FAX して下さい。)

 **伊東商工会議所**

『賃上げに取り組む企業への公的支援策』受講申込書

伊東商工会議所 行 (FAX 0557-35-0637)

事業所名			
所在地	〒	TEL : ()	FAX : ()
受講者名	E-mail	@	